

市民参加手続等の状況について

1. 本市の市民参加事業について

(1) 総務課所管事業

① 市民参加推進事業

市民の市政に参加する権利を保障した市民参加条例の適正な運用を図り、行政活動への市民参加を推進する。

・市民参加手続

市の機関が、行政活動に市民の意見を反映させるために行政活動の決定過程等において、市民に意見を求める手続

・市民提案手続

市民が、その知識や経験を生かし、市をより良くするために、市の機関に政策等の提案を行う手続

(2) 政策推進課所管事業

① 市民協働推進事業

市民による地域づくりのサポートを行う。

(例) 親子動画制作ワークショップを開催し、その作品を市公式チャンネルで公開することにより、市民と協働してまちの魅力を発信

② コラボ四街道事業

市民団体が地域課題の解決に向けた効果的な事業を提案し、市が補助金を交付し実施することで、市民団体と行政の協働による地域づくりを推進する。

③ 官民連携事業

民間事業者や大学、団体等との緊密な相互連携と協働によって市民サービスの向上を図り、地域の活性化等を推進する。

2. 本市及び周辺自治体におけるパブリックコメント等の状況（資料1参照）

(1) パブリックコメント等の根拠規定

① 市民参加条例 四街道市、白井市、印西市

② その他の条例 佐倉市、八街市、富里市

③ 規則、要綱等 成田市

(2) パブリックコメントの意見提出期間

① 30日間 四街道市、成田市、八街市

② 20日間 富里市

③ 15日間 佐倉市

④ 14日間 白井市、印西市

(3) パブリックコメントのほかに必要となる市民参加手続

- ① 審議会等または市民会議の実施が必要 四街道市
- ② 主要な計画の場合のみ、任意の手続が1つ必要 八街市、富里市
- ③ 無し (パブリックコメント又は任意の手続を選択) 佐倉市、白井市、印西市

(4) 市民参加に係る内部機関の有無

- ① 有り 四街道市
- ② 無し 成田市、佐倉市、八街市、富里市、白井市、印西市

(5) 市民参加に係る審議会等の有無

- ① 有り 四街道市、佐倉市※、八街市※、富里市※、白井市、印西市
※ 佐倉市、八街市、富里市は個別の市民参加手続の審査・評価を行う機関ではない。
- ② 無し 成田市

周辺自治体におけるパブリックコメント等の状況

(資料1)

令和5年12月28日現在

自治体名	パブリックコメントについて定める例規等	パブリックコメントが必要な行政活動(抜粋)	意見提出期間	プラスワンの市民参加手続	市民参加に係る内部機関の有無	市民参加に係る審議会等の有無	周知の方法	令和4年度のパブリックコメントの実績(平均)	人口(人)	面積(km)
四街道市	四街道市市民参加条例	(1) 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2) 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃 (3) 市民等に義務を課すこと又は市民等の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (4) 大規模な市の施設の設置に係る計画の策定又は変更 (5) 市民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は改廃 (6) 審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃	30日	原則として、公募委員を含む審議会等手続か、市民会議手続が必須	市民参加推進本部	市民参加推進評価委員会	公告(市役所掲示板) 所管課での閲覧 情報公開室での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	4件の行政活動で実施し、 全て意見提出無し	94,740	34.52
成田市	成田市パブリックコメント手続実施要綱	(1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定 (2) 市の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃 (3) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続を行うことが適当であると実施機関が認めるもの	30日	無し	無し	無し	所管課での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	10件の行政活動で実施し 平均17件(最高92件、最低2件) 2.4人(最高7人、最低1人)	132,599	213.84
佐倉市	①佐倉市市民協働の推進に関する条例 又は ②佐倉市行政手続条例(規則のみ)	①市民協働推進条例 (1) 市の基本的な方針を定める憲章、宣言等の策定又は改定 (2) 市の基本的な政策を定める計画及び個別の行政分野における施策の基本的な事項を定める計画の策定又は改定 (3) 次に掲げる条例の制定又は改廃 ア 市の基本的な方針を定める条例 イ 市民の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例 ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例 (4) 市民の生活又は事業活動に大きな影響を及ぼすことが予測される問題等に係る意思決定等 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に政策形成過程参加手続を実施することが必要と認められるもの ②行政手続条例 (1) 施設等の管理規程 (2) 審査基準 (3) 処分基準 (4) 行政指導指針	15日	①市民協働推進条例 無し 本市で言うところの (1) 審議会等手続 (2) 意見提出手続(パブリックコメント) (3) 市民アンケート (4) 意見交換会手続 (5) その他の手続 のいずれか一つ以上実施すれば良い ②行政手続条例 無し	無し	市民協働推進委員会 (ただし、個別の市民参加手続について審査や評価を行う機関ではない)	公告(市役所掲示板) 所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他市の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	①、②合わせて 28件の行政活動で実施し、 平均1.79件(最高41件、最低0件) 0.35人(最高8人、最低0人) ※28件のうち、意見提出があったのは3件	165,616	103.69
八街市	①八街市協働のまちづくり条例及び ②八街市市民意見公募手続の実施に関する規則 (具体的な内容は②の規則)	(1) 総合計画その他市政に関する基本的な計画の策定又は改廃 (2) 市民生活に重大な影響を及ぼす制度の創設又は改廃 (3) 市政に関する基本的な方針を定める条例の制定 (4) 義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (5) 公共の用に供される主要な施設の基本計画の策定	30日	計画に関する行政活動のみ、①の条例により、パブリックコメントの他に (1) 審議会等の設置 (2) ワークショップの開催 (3) 説明会の開催 (4) アンケートの実施 (5) 意見交換会の開催 (6) その他の手続 のいずれか1つ以上の実施が必須	無し	協働のまちづくり推進委員会 (ただし、個別の市民参加手続について審査や評価を行う機関ではない)	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他市の施設での閲覧 郵便局での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	6件の行政活動で実施し、 平均2.83件(最高12件、最低0件) 1.33人(最高6人、最低0人) ※6件のうち、意見提出があったのは3件	65,846	74.94
富里市	①富里市協働のまちづくり条例及び ②富里市パブリックコメント規則 (具体的な内容は②の規則)	(1) 市の総合的な施策に関する計画又は指針の策定及び改定 (2) 市の各行政分野の施策の基本方針又は基本的な事項を定める計画の策定及び改定 (3) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が特に必要と認めるもの	20日	計画に関する行政活動のみ、①の条例により、パブリックコメントの他に (1) 説明会の開催 (2) アンケート調査の実施 (3) ワークショップの開催 (4) 意見交換会等の開催 (5) 審議会等の設置 (6) その他の手続 のいずれか1つ以上の実施が必須	無し	協働のまちづくり推進委員会 (ただし、個別の市民参加手続について審査や評価を行う機関ではない)	所管課での閲覧 市民参加担当での閲覧 その他市の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	6件の行政活動で実施し、 全て意見提出無し	49,438	53.88

周辺自治体におけるパブリックコメント等の状況

(資料1)

令和5年12月28日現在

自治体名	パブリックコメントについて定める例規等	パブリックコメントが必要な行政活動(抜粋)	意見提出期間	プラスワンの市民参加手続	市民参加に係る内部機関の有無	市民参加に係る審議会等の有無	周知の方法	令和4年度のパブリックコメントの実績(平均)	人口(人)	面積(km)
白井市	白井市市民参加条例	(1)市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における施策の基本方針その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市の基本理念を定める条例の制定又は改廃 (3)市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃 (4)市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃 (5)市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画等の策定又は変更 (6)その他特に市民参加を行うことが必要と認められるもの	2週間(14日)	無し 本市で言うところの (1)審議会等手続 (2)意見提出手続(パブリックコメント) (3)市民アンケート (4)意見交換会手続 (5)市民会議手続(ワークショップ) (6)住民投票(本市には無し) (7)その他の手続 のいずれか適切な方法を実施すれば良い	無し	市民参加推進会議	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	4件の行政活動で実施し、 平均5件(最高10件、最低0件) 2.5人(最高7人、最低0人) ※4件のうち、意見提出があったのは2件	61,972	35.48
印西市	印西市市民参加条例	(1)市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2)市の基本的な方針を定める条例の制定又は改廃 (3)市民等の権利義務に関する条例の制定又は改廃 (4)市民等の生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (5)規則で定める公共施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更 (6)その他市民参加を推進するため必要と認められる場合	14日	無し (1)市民意向調査手続(アンケート) (2)市民説明会手続 (3)市民意見公募手続 (4)市民会議手続 (5)審議会等手続 のいずれか適切な方法を実施すれば良い	無し	市民参加推進委員会	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	2件の行政活動で実施し 平均8件(16件と0件) 人数は不明	107,966	123.79
柏市	市民との協働に関する指針	・市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 ・市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、もしくはその権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 ・その他、広く市民に適用され、市民生活又は事業活動に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃で、市の機関が適当と認めるもの	30日	無し ・附属機関(審議会等)に関する手続 ・公聴会手続 ・パブリックコメント手続 ・その他の市民参加手続 上記の手続の中から、適切な方法を選択して行う	無し	無し	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	10件の行政活動で実施し、 平均3.7件(最高12件、最低0件) 2.4人(最高12人、最低0人) ※10件のうち、意見提出があったのは7件	433,884	114.74
船橋市	船橋市のパブリック・コメント制度の概要(公式ホームページの制度説明のみ)	・市の基本的な政策や、各行政分野の基本的な事項を定める計画及び条例の案 ・広く市民に義務を課す、あるいは権利を制限する内容の条例の案	30日	無し	無し	無し	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	ホームページ上で過去の実施結果が整理されていないため、集計不能	647,091	85.62
松戸市	松戸市パブリックコメント手続実施要綱	(1)総合計画等の重要な計画 (2)市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する等の市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例(金銭に関する条項を除く。) (3)その他市長が必要と認めるもの	30日	無し	無し	無し	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	8件の行政活動で実施し 平均25.75件(最高78件、最低1件) 8.13人(最高16人、最低1人)	497,441	61.38
市川市	市川市市民等の市政への参加の推進等に関する要綱	(1)市の基本的な方向性を定める憲章、宣言等の策定 (2)総合計画、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定及び変更 (3)市政に関する基本理念又は基本方針を定める条例の制定改廃 (4)市民等の生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例又は規則の制定改廃 (5)市民等に義務を課し、又は市民等の権利を制限する条例の制定改廃	30日	無し 本市で言うところの (1)審議会等手続 (2)市民会議手続(ワークショップ) (3)意見提出手続(パブリックコメント) (4)意見交換会手続(市民説明会) (5)市民提案手続 (6)その他の手続 のいずれか一つ以上実施すれば良い	無し	無し	所管課での閲覧 その他の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	21件の行政活動で実施し、 平均9.71件(最高50件、最低0件) 人数は不明 ※21件のうち、意見提出があったのは16件	497,478	57.45
千葉市	千葉市市民自治によるまちづくり条例 千葉市市民自治によるまちづくり条例施行規則	(1)市政や各行政分野の基本的な施策又は方針を定める計画や指針の策定又は変更 (2)市政や各行政分野の基本的な施策若しくは方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)前2号に掲げるもののほか、広く市民から意見の提出を求めるべきものとして、市長等が必要と認めるもの	1ヶ月(30日)	無し	無し	市民自治推進会議	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	28件の行政活動で実施し 平均40.1件(最高170件、最低5件) 6.14人(最高38人、最低1人)	979,281	271.76

周辺自治体におけるパブリックコメント等の状況

(資料1)

令和5年12月28日現在

自治体名	パブリックコメントについて定める例規等	パブリックコメントが必要な行政活動(抜粋)	意見提出期間	プラスワンの市民参加手続	市民参加に係る内部機関の有無	市民参加に係る審議会等の有無	周知の方法	令和4年度のパブリックコメントの実績(平均)	人口(人)	面積(km)
千葉県	①千葉県行政手続条例(規則、審査基準等) ②ちばづくり県民コメント制度に関する指針(県の基本的な計画等)	①行政手続条例 規則等 県の機関が定める次に掲げるものをいう。 イ 規則 ロ 処分の要件を定める告示 ハ 行政手続法に規定する審査基準 ニ 行政手続法に規定する処分基準 ホ 行政指導指針 ②ちばづくり県民コメント制度に関する指針 (1)県の基本的な計画 (2)県民の権利や義務に影響を与える条例案 (3)広く公共の用に供される施設の計画 (4)その他、実施機関が必要と認めるもの	1ヶ月(30日)	無し	無し	無し	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他県営施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載 報道機関への資料の提供 その他の方法	①について、 61件の行政活動で実施し、 平均0.79件(最高12件、最低0件) 人数は不明 ※61件のうち、意見提出があったのは9件 ②について、 36件の行政活動で実施し、 平均20.83件(最高204件、最低0件) 人数は不明 ※36件のうち、意見提出があったのは27件	6,275,462	5156.74
八王子市	八王子市市民参加条例	(1)市の基本構想、基本計画その他施策の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2)市政に関する基本方針を定め、市民の生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与え、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3)大規模な公共施設の設置に係る計画等の策定又は変更 (4)前3号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めるもの	30日	無し (1)パブリックコメント手続 (2)審議会等の開催 (3)市民会議の開催 (4)ワークショップの実施 (5)公聴会、説明会の開催 (6)アンケート調査、聞き取り調査 その他の広聴活動のうち、より適切なものを効果的に行う	無し	市民参加推進審議会	公告(市役所掲示板) 所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他市の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載 のうち、1以上の方法	13件の行政活動で実施し、 平均66.77件(最高330件、最低0件) 17.15人(最高84人、最低0人) ※13件のうち、意見提出があったのは11件	560,913	186.38
川崎市	川崎市意見公募手続条例	イ 市の基本的な政策又は個別の行政分野における施策に係る基本的な計画、方針等 ロ 市の基本的な施策又は基本的な制度を定める条例 ハ 市民に対し、義務を課し、又はその権利を制限する条例 ニ 規則等 ホ イからニまでに掲げるもののほか執行機関等が意見公募手続を行うことについて必要と認めるもの	30日	無し	無し	無し	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他市の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	22件の行政活動で実施し、 平均0.9件(最高9件、最低0件) 0.5人(最高3人、最低0人) ※22件のうち、意見提出があったのは7件	352,616	109.13
藤沢市	パブリックコメント手続きの概要(公式ホームページの制度説明のみ)	(1)法令の規定により市の基本的な政策を定める計画 (2)市の基本的な制度を定める条例 (3)義務を課したり、権利を制限することを内容とする条例 (4)上記に準ずるもの	30日	無し	無し	無し	所管課での閲覧 情報公開担当での閲覧 その他市の施設での閲覧 広報紙への掲載 ホームページへの掲載	過年度の実施状況が ホームページに掲載されていない	443,795	69.56

※人口及び面積は、令和5年8月発行「県勢のしおり」による。
※他県自治体はホームページの記載による。